事務連絡

令和2年9月２８日

各障害福祉サービス事業所・施設等管理者　様

香川県健康福祉部障害福祉課

障害福祉慰労金交付に係る事務の支援について（お知らせ）

　日頃から本県の障害福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

7月27日から交付申請の受付を開始している「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」のうち障害福祉慰労金事業につきまして、50名以上の給付対象者（委託先従事者等も含む）の代理申請・受領を行う法人に対し、慰労金の申請・受領・支払に関する事務の執行に当たり必要な経費の一部を支援するため、下記のとおり定額の交付金を給付しますので、お知らせします。

記

　１　事業の目的　：　法人における事務負担の軽減を図るなど、障害福祉サービス事業所・施設等勤務者への慰労金の円滑な交付を支援すること。

　２　支援内容　　：　慰労金の申請・受領・支払に関する事務の執行に当たり、必要な経費の一部に対し、定額の交付金を給付する。

　　　　　　　　　　例）慰労金交付事務のために雇用した非常勤職員の人件費、外部委託費、コピー代・電話代等事務費など

　　　　　　　　　　　　※ 常勤職員の人件費は対象外

　３　交付額　　　：　給付対象者数に基づき、次の区分ごとに設定

　　　　　　　　　　　　　➢　５０～４９９名　：　１００,０００円

　　　　　　　　　　　　　➢５００～９９９名　：　２００,０００円

　　　　　　　　　　　　　➢１，０００名以上　：　３００,０００円

　４　申請・報告　：　様式第５号（交付申請書）を香川県障害福祉課へ提出。

交付金の給付を受けた後、様式第６号（実績報告書）を香川県障害福祉課へ提出すること。

申請期限は令和３年２月末日までとする。

※電子メールでの提出可（提出先は下記参照）

　５　留意事項　　：①改正後の交付要綱、様式第５号及び第６号については、県ホームページへアップロードしていますので、ダウンロードのうえご提出ください。（ＵＲＬは下記）

（https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/kofukin/index.shtml）

　　　　　　　　　　②慰労金の申請済みの法人であっても、給付対象者が50名以上の場合は、申請可能です。

　　　　　　　　　　③当事業の申請は、香川県国民健康保険団体連合会を経由せず、

県に直接申請してください。

（提出先・問い合わせ先）

香川県健康福祉部障害福祉課　担当：中石

電話番号　：087ー832ー3875

電子メール：kofukin-shogai@pref.kagawa.lg.jp

郵送先 ： 香川県高松市番町四丁目1番10号　香川県庁17階　障害福祉課